

暮らしと命を守る支援策

各支援の
詳細は
こちら

1. 生活にお困りの皆さまの暮らしを守ります

緊急小口資金・総合支援資金

👉クリックするとHPに飛びます

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方に、生活資金をお貸しします。また、借受人と世帯主が住民税非課税であれば、償還免除の対象とします。

緊急小口資金 新規貸付は11月末まで申請受付中

総合支援資金 新規貸付、再貸付は11月末まで申請受付中

最大 **20万円**

最大 **120万円** (二人以上世帯)

最大 **90万円** (単身世帯)

【お問い合わせ先→市区町村の社会福祉協議会 コールセンター：0120-46-1999 (土・日・祝日除く 9:00-17:00)】

新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金

👉クリックするとHPに飛びます

緊急小口資金等の特例貸付について、総合支援資金の再貸付を終了した世帯や、再貸付について不承認とされた世帯等の方に、**単身世帯は6万円、二人世帯は8万円、三人以上世帯は10万円を3ヶ月間**にわたり支給します。

【お問い合わせ先→コールセンター：0120-46-8030 (土・日・祝日除く 9:00-17:00)】

住居確保給付金

👉クリックするとHPに飛びます

休業等により収入が減少し、住居を失うおそれが生じている方に、**最大9か月分の家賃相当額**を支援します。支給が一旦終了した方には、**3か月分の再支給が可能**です(再支給申請は11月末まで受付中)。

【お問い合わせ先→市区町村の自立相談支援機関 コールセンター：0120-23-5572 (土・日・祝日除く 9:00-17:00)】

新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金

👉クリックするとHPに飛びます

休業を余儀なくされ、休業手当を受けることができなかった労働者の方(大企業のシフト制労働者等を含む)に、**賃金相当額の原則8割**を支給します。パート・アルバイトの方も対象です。

【お問い合わせ先→新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター：0120-221-276 (平日 8:30-20:00、休日 8:30-17:15)】

求職者支援訓練 職業訓練受講給付金

👉クリックするとHPに飛びます

雇用保険を受給できない求職者の方は、無料で職業訓練を受講しながら、要件を満たせば**月額10万円の職業訓練受講給付金**を受給できます。

【お問い合わせ先→最寄りのハローワークまで】

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金

👉クリックするとHPに飛びます

児童扶養手当受給者等のひとり親世帯、その他住民税非課税の子育て世帯の方に、児童一人あたり**一律5万円**を支給します。

【お問い合わせ先→〈ひとり親世帯〉コールセンター：0120-400-903(土・日・祝日除く 9:00~18:00)
〈住民税非課税の子育て世帯〉コールセンター：0120-811-166(土・日・祝日除く 9:00~18:00)】

2. ひとり親の皆さまの自立を支援します

高等職業訓練促進給付金

👉クリックするとHPに飛びます

母子家庭のお母さん、父子家庭のお父さんが資格取得のため、6か月以上、養成機関で修業する場合に、**月額10万円、最長4年分**支給します。デジタル分野等の民間資格等も対象です。

【お問い合わせ先→都道府県・市区町村まで】

償還免除付ひとり親家庭住宅支援資金貸付

👉クリックするとHPに飛びます

就労を通じた自立に向けて取り組むひとり親世帯に、**月額上限4万円×12か月分**の住宅貸借資金を**無利子**でお貸しします。また、原則として**1年間継続して就労した場合は、貸付金の償還を免除**します。

【お問い合わせ先→都道府県(指定都市にお住まいの方は市役所)まで】

3. 望まない孤独や孤立などの悩みに寄り添います

悩みを抱えている方へ 電話・SNS等の相談窓口は[こちら](#)(厚生労働省特設サイト)
地方公共団体の相談窓口は[こちら](#)(厚生労働省HP)

NPO等の皆さま 孤独・孤立で悩む方に向けて様々な活動を行うNPO等を支援します。
政府の緊急支援策のご案内は[こちら](#)(内閣官房HP)